

鈴鹿市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

鈴鹿市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止（廃止の場合は、①及び②のみ記入して下さい。）※変更又は廃止のいずれかにレ点					
①窓口に来られた方	住 所	（アパート・マンション名も記入してください。）			
	フリガナ				
	氏 名		生年月日	年 月 日	
	連絡先				
	区 分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人			
②通知対象者	住 所	<input type="checkbox"/> 窓口に来られた方と同じ（アパート又はマンション名も記入してください。）			
	フリガナ				
	氏 名	<input type="checkbox"/> 窓口に来られた方と同じ	生年月日	年 月 日	
③登録する住所及び 氏名	<input type="checkbox"/> 通知対象者の住所及び氏名と同じ（アパート又はマンション名も記入してください。） 住 所：鈴鹿市 氏 名： <input type="checkbox"/> 登録する住所の住民票のみ <input type="checkbox"/> 登録する住所から連続する住所の住民票全て				
④登録する戸籍 (本籍及び筆頭者)	本 籍：鈴鹿市 筆頭者： <input type="checkbox"/> 登録する戸籍及び附票のみ <input type="checkbox"/> 登録する戸籍の申込日時時点で連続する戸籍及び附票の全て				

備考

1 登録に関する注意事項

- 登録する住所及び氏名並びに登録する戸籍の『連続する』範囲は、鈴鹿市内で住所及び本籍が連続する範囲となります（市外へ転出又は転籍をすると連続性がとれなくなります。）。
- 申込日の翌日以降に住所及び氏名又は戸籍（本籍及び筆頭者）を変更した場合、再度届出（変更届）が必要となります。
- 次の書類を提示し、又は提出して下さい（(2) 戸籍謄本等及び(4) 住民票等に関しては、コピーを取らせていただきます。）。
 - 本人等であることを証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
 - あなたが申込者の法定代理人であるときは、(1) と併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
 - あなたが申込者の任意代理人であるときは、(1) と併せてその旨を証明する書類（委任状）
 - 現在鈴鹿市に住民票がない方は、現在の住所が確認できる公的な書類（住民票等）

事務処理記載欄

本人確認（本人、法定代理人、任意代理人）	受付者	戸籍処理者	住基処理者	登録開始日	認証
運転免許証・マイナンバーカード・パスポート その他（ ）				年 月 日	